

教育課程検討プロジェクトチーム設置要綱

〔平成30年7月3日〕
細則第10号

改正 平成31年4月9日細則第4号

改正 令和2年3月24日細則第10号

(設置及び目的)

第1条 本学は、学部・学科再編により、地域に根ざした実践的な教育に取り組んでいるところであるが、学部・学科再編完成年度以降の教育課程を検討するために、長崎県立大学学長統括プロジェクトチーム設置規程第2条の規定に基づき、教育課程検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

一部改正 [令和31年細則第4号]

(所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学教育科目の教育課程の検討に関すること
- (2) 専門教育科目の教育課程の検討に関すること
- (3) クォーター制の全学導入に関すること。

一部改正 [平成31年細則第4号]

(構成員)

第3条 PTの構成員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 教育開発センター長
- (6) 大学事務局長
- (7) シーボルト校事務局長
- (8) 学生支援部長
- (9) 学長が指名する者

2 PTのリーダーは、学長とする。

3 オブザーバーとして、関連事務局を参加させる。

一部改正 [令和2年細則第10号]

(設置期間)

第4条 PTの設置期間は、第1条に掲げる目的が達成されるまでとする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じ、リーダーが召集し、リーダーは会議の進行を務める。

- 2 リーダーは、必要に応じ、構成員以外の者（外部有識者を含む）に対し会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 リーダーは、第1条の業務を遂行するため、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの構成員は、別に定めるものとする。
- 3 WGでの検討事項については、PTに報告するものとする。

(庶務)

第7条 PTの庶務は、大学事務局企画広報課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成30年7月3日細則第12号）

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則（平成31年4月9日細則第4号）

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附 則（令和2年3月24日細則第10号）

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。